

菊川総合支所に設置する自動販売機設置事業者の公募公告

菊川総合支所に自動販売機を設置する事業者を、次のとおり公募により募集する。

令和8年1月21日

下関市長 前田 晋太郎

1 公募に付する事項

(1) 名 称 菊川総合支所に設置する自動販売機設置事業者

(2) 公募物件

物件番号	設置場所	台数	自動販売機等の設置場所の寸法		利用可能面積	備考
			幅	奥行		
1	菊川総合支所 1階 地域交流スペース	1台	2.5m 以内	1.0m 以内	2.5 m ²	給水設備を要する場合、設置者負担で加工すること。第8項第2号⑧を参照のこと。

注1 設置する自動販売機の種類は、清涼飲料水等の自動販売機とする。

注2 菊川総合支所の所在地は、下関市菊川町大字下岡枝1480番地1である。

注3 自動販売機等の設置場所の寸法には、自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の寸法及び容器回収ボックスの寸法を含む。

注4 自動販売機等の設置場所の寸法の範囲内で、かつ利用可能面積の範囲内であること。

注5 災害対応型（災害発生時に無料で清涼飲料水等の提供が可能なもの。）であることが望ましい。

注6 自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障の恐れがあるため、事前に設置場所の確認を行うこと。

(3) 設置期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※ 契約締結後、第16項の行政財産使用許可に係る申請が必要となる。

ただし、設置事業者の行政財産の使用状況を勘案し、当該行政財産の用途又は目的を妨げない限度において自動販売機の使用を許可することができると下関市が判断した場合は、1年間の許可延長を2回まで可能とし、引き続き設置することができる。

2 公募に参加できる者の資格

公募に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 下関市内に本店、支店又は営業所を有する法人であること。又は下関市内に住所を有する個人（事業者に限る。）であること。
- (4) この公告の日から入札までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある者でないこと。
- (6) 市税の滞納がないこと。
- (7) 応募の日から過去3年間において自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っていること。

3 公募に関する事務を担当する課の名称等

下関市役所菊川総合支所地域政策課

〒750-0317 下関市菊川町大字下岡枝1480番地1

菊川総合支所2階

TEL (083) 287-1112

FAX (083) 287-2739

4 契約条項を示す場所

第3項に示す場所とする。

5 公募手続等

- (1) 応募に必要な書類の配布期間及び場所

①配布期間 本公募公告開始日から令和8年2月9日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで

②配布場所 第3項に示す場所とする。

なお、応募に必要な書類は下関市ホームページからもダウンロード可。

- (2) 応募の提出書類、期限、場所及び方法

①提出書類

- ア 応募申込書（法人は様式第1号、個人は様式第2号を使用すること。）
- イ 応募申込書に記載している必要書類

- ②提出期限 令和 8 年 2 月 9 日（月）午後 5 時まで
 - ③提出場所 第 3 項に示す場所とする。
 - ④提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）
- （3）仕様等に関する質問の受付及び回答
- ①質問方法 質問は、仕様等に対する質問・回答書（様式第 3 号）により、ファクシミリ又は電子メールにて行うこと。
 - ②質問期限 令和 8 年 2 月 6 日（金）の午後 5 時まで
 - ③宛 先 下関市役所菊川総合支所地域政策課
ファクシミリ （083）287-2739
電子メール kgchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
 - ④回答方法 質問があった者のみ、ファクシミリ又は電子メールにて回答する。
※選考後、仕様等についての不知又は不明を理由に異議を申し立てることはできない。

（4）応募申込書等必要書類の審査

応募申込書を提出した者について、提出された応募書類の審査を実施する。

① 審査に合格した者

見積依頼書を郵送するので、見積依頼書記載の必要書類を令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時まで（郵送の場合は必着）に、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

② 審査に不合格となった者

審査に不合格となった旨を通知する。この通知を受けた者は、この選考に参加することができない。

6 選考

（1）選考日 令和 8 年 3 月 2 日（月）

（2）選考方法

有効な見積書を提出した者のうち、見積書に記載された金額（売上手数料月額）が、下関市が定める予定価格以上でかつ最高額の者を設置予定事業者とする。また、同額となった場合は、災害対応型の自動販売機設置予定の者を優先する。なお、選考に参加した者に対し、選考結果を郵送により通知する。

7 選考の無効等

（1）次に掲げるものの一に該当する見積は無効とする。

- ① 選考に参加できる資格のない者の提出した見積
- ② 公告に示した諸条件に違反した者の提出した見積
- ③ 記名押印のない見積又は住所の記載のない見積
- ④ 見積金額等必要事項の記載のない見積

- ⑤ 同一人が同一事項について2通以上の見積をしたもの
- ⑥ 見積者が明瞭でない見積又は見積価格を判読することができない見積
- ⑦ 金額を訂正した見積

(2) 見積合せにおいて、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、見積合せを中止し、又は延期する場合がある。

8 設置条件

(1) 使用済容器回収ボックスの設置

販売する清涼飲料水等に適合した使用済容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

- ① 設置期間中は販売可能な状態を継続すること。
- ② 装飾は公序良俗に反しないものであること。
- ③ 可能な限りユニバーサルデザインを採用した機種であること。
- ④ 販売容器に缶、ビン及びペットボトルのみを使用する場合は、ノンフロン対応機であること。(フロン又は代替フロンは使用しないこと。)
- ⑤ 転倒防止対策を施すこと。
- ⑥ 電気等の使用量を計測するための子メーターを設置すること。
- ⑦ 設置する自動販売機本体等を変更する場合は、事前に下関市の承認を受けること。
- ⑧ 設置に伴い、給水設備を要するため工事等を必要とする場合、あらかじめ下関市の承認（市有財産加工許可申請による）を受けること。

(3) 設置上の注意

設置に当たっては、電気設備の確認を行い、自動販売機及び回収ボックス等について施設管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。

9 行政財産使用許可

使用許可する面積は、自動販売機、回収ボックス及び自動販売機脚部に設置する転落防止用鉄板等を投影する部分であり、第1項公募に付する事項中第2号公募物件の表中に記載してある利用可能面積とする。使用料は、利用可能面積を基に下関市行政財産使用料条例（平成17年2月13日条例第91号）の定めるところにより算定した金額とする。

※令和7年度の1m²当たりの行政財産使用料（年額）

菊川総合支所 21,066円／m²（1m²未満切り上げ）

なお、条例の改正等により額が変更する場合がある。

10 契約保証金

下関市契約規則による。なお、設置予定事業者に対し、納付の要否及び方法について連絡する。

11 契約の締結

第9項の行政財産使用許可に係る以外の事項について、下関市と設置予定事業者は契約を締結する。なお、契約締結の方法は契約書によるものとする。

12 費用負担、実費弁償金及び売上手数料

- (1) 自動販売機の設置、撤去、移転、原状回復等に係る一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 自動販売機の運転に必要な光熱水費の使用料（以下「実費弁償金」という。）は、設置事業者が負担することとし、下関市が発行する納入通知書により、各月分を指定する期日までに全額納入すること。また、実費弁償金の算定の基となる使用量は、設置事業者が設置する子メーターの指示値を、設置事業者が毎月指定された日までに計測し、下関市へ報告すること。
- (3) 売上手数料は、下関市が発行する納入通知書により、各月分を指定する期日までに納入すること。
- (4) 設置事業者は、売上実績報告書（別途 契約書に定める様式によること。）を、毎月指定する期日までに下関市へ提出すること。

13 使用条件

- 使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守すること。
- (1) 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を期日までに全額納入すること。
 - (2) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
 - (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、下関市の指示に従うこと。
 - (4) 販売品は、カップ容器又は缶、ビン、紙パック又はペットボトル等の密閉式の容器入りの清涼飲料水や乳製品など多品種、多品目により構成するよう努めること。また、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は行わないこと。
 - (5) メーカー希望小売価格（定価）以下で販売すること。

14 維持管理責任

- 次のことを遵守すること。
- (1) 商品補充及び金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限が過ぎたものを販売しないように注意するとともに、在庫

及び補充管理を適切に行うこと。

なお、自動販売機の所有、設置管理、故障発生時等の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに当該他者との間で委託契約又は協定等を締結し、その場合にあっては、設置事業者として決定を受けた後、自動販売機の管理関係証明書（様式第4号）及び当該委託契約書又は協定書等の書類の写しを下関市に提出すること。

- (2) 回収ボックス内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- (3) 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受け、許可書の写しを設置事業者として決定を受けた後、下関市に提出するとともに、関係法令等を遵守して衛生管理に万全を期すること。また、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (4) 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
- (5) 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

15 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。ただし、下関市が原状回復する必要がないと判断した場合は、この限りでない。

16 使用許可申請の手続き

- (1) 設置予定事業者は、令和8年3月17日（火）までに、令和8年度分の行政財産使用許可申請書を提出すること。
《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通
 - ① 行政財産使用許可申請書（下関市公有財産取扱規則様式第4号）
 - ② 使用しようとする行政財産使用範囲を明らかにした図面（設置場所の自動販売機、回収ボックス、子メーター及び自動販売機脚部に設置する転倒防止用鉄板等の配置が分かる図面。）
- (2) 令和9年度以降に係る契約更新を希望する場合は、当該年度分の行政財産使用許可申請書を以下の期限までに提出すること。なお、令和10年度に係る契約更新については、令和9年度（令和9年4月1日から令和10年3月31日まで）に係る行政財産使用許可がなされていることを要件とする。
 - ・令和9年度の行政財産使用許可申請書の提出期限 令和8年12月20日まで
 - ・令和10年度の行政財産使用許可申請書の提出期限 令和9年12月20日まで

17 契約辞退・契約解除について

設置予定事業者が、契約を辞退しようとする場合は、遅滞なく契約辞退申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

また、設置事業者が、契約締結後その契約を解除しようとする場合は、契約解除しようとする3か月以上前までに契約解除申請書（別途 契約書に定める様式によること。）を提出しなければならない。

18 設置事業者としての決定又は使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定又は使用許可を取り消す。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格（1）から（5）までに該当しなくなつた場合
- (3) 下関市に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (4) 設置（予定）事業者が契約辞退申請書又は契約解除申請書を提出した場合

19 不可抗力による販売の休止について

天災、下関市の施工する工事等、設置事業者の非のない理由により、販売を余儀なく休止しなければならない場合は、以下のとおりとする。

- (1) 販売休止期間が1か月のうち5日以上の場合、その月の売上手数料の額は、日割計算の方法によって算定する。
- (2) 販売再開の目途が立たない場合は、販売休止の日をもって、契約を解除することができる。

20 その他

- (1) 本公募への応募、使用許可等の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。
- (2) 応募見積に関する書類を記入するときは、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（いわゆる消せるボールペン）を使用しないこと。

21 参考データ

- (1) 売上額

設置台数1台 売上額 327,080円

※直近1年（R6.12～R7.11）の実績

- (2) 設置場所に係る図面 別添参照